



# 宮 崎 県 公 報

平成25年6月6日(木曜日) 第2494号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…………… (総務課) 1
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3
- 保安林の指定予定の通知…………… ( " ) 3
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始…………… ( " ) 4

### 公 告

- 公文書開示等の状況…………… (総務課) 4
- 個人情報保護制度の運用状況…………… ( " ) 5
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 6
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 6
- 県営土地改良事業計画の策定 (2件) …… ( " ) 7
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 8
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 8
- 警備員等の検定の実施について…………… 9

## 告 示

### 宮崎県告示第 358号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(平成24年宮崎県告示第406号)は、廃止する。

平成25年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して6月間	総務部人事課
宮崎県立看護大学特別入学者選抜試験(推薦)	筆記試験の得点及び面接評価(不合格者に係るものに限る。)	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県立看護大学総務課
宮崎県立看護大学特別入学者選抜試験(社会人)	筆記試験の得点及び面接評価(不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上
宮崎県立看護大学一般入学者選抜試験(前期)	筆記試験(大学入学者選抜大学入試センター試験を除く。)の得点、面接評価及び総合順位(不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上
宮崎県立看護大学一般入学者選抜試験(後期)	筆記試験(大学入学者選抜大学入試センター試験を除く。)の得点、面接評価及び総合順位(不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上

宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者一般選抜試験	筆記試験の科目別得点及び口述試験成績 (不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者特別選抜試験	筆記試験の得点及び口述試験成績 (不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士後期課程入学者選抜試験	口述試験成績 (不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	福祉保健部医療業務課
歯科技工士国家試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
毒物劇物取扱者試験	科目別得点	同 上	同 上
登録販売者試験	科目別得点	同 上	同 上
調理師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から起算して1月間	福祉保健部衛生管理課
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
宮崎県製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
狩猟免許試験	知識試験の得点	試験当日午後	各試験会場
		最終合格発表の日から起算して1月間	環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課
	技能試験の減点	同 上	同 上
林業架線作業主任者免許講習修了試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県林業技術センター
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	商工観光労働部産業振興課
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
技能検定試験	科目別得点	同 上	商工観光労働部労働政策課
職業訓練指導員試験	科目別得点	同 上	同 上
県立産業技術専門校訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	同 上	受験した県立産業技術専門校又は県立産業技術専門校高鍋校
宮崎県農業管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	可否通知を発送した日から起算して1月間	農政水産部営農支援課

宮崎県農業機械士等認定試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	県立農業大学校
家畜人工授精講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立高等水産研修所入所試験	筆記試験の得点及び総合順位	同 上	県立高等水産研修所
宮崎県産業開発青年隊入隊試験	一般選考試験又は推薦選考試験における総合評価点及び順位	同 上	宮崎県建設技術センター

**宮崎県告示第 359号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字輪出6914-1（次の図に示す部分に限る。）、字尾戸6687-2、6690-1、6690-2、6692、字輪出6826-1、6826-2、6827-2、6832-1、6851、6859-2、6886-3、6897、6906-7、6907-2、字場ノ木7015
- 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 360号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字葛竈内1891-4、1891-5、1907-3
- 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 361号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月 6 日から平成25年 6 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字常光寺坂1606番1地先から同郡同町同大字同字1606番2地先まで	旧	6.0 ~ 27.0	171.0
				新	12.4 ~ 48.0	171.0

宮崎県告示第 362号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月 6 日から平成25年 6 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字常 光寺坂1606 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 1606番 2 地 先まで	平成25年 6 月 6 日

公 告

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、平成24年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成25年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 公文書の開示請求の処理状況 (件)

請求書 受付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開 示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下 げ	
8,383	8,287	171	10	29	0	187	8,684

(注 1) 1 件の開示請求につき、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

(注 2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況 (件)

区 分	個 人	法人その他の団体	計
県 内	607	7,203	7,810
県 外	333	240	573
計	940	7,443	8,383

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決定等 の件数	決 定 等 の 内 訳						
		開 示	部分 開示	不開示	不 存在	却 下	取 下 げ	
知 事	総合政策部	20	12	6	0	1	0	1
	総 務 部	70	57	10	0	2	0	1
	福祉保健部	216	148	49	1	11	0	7
	環境森林部	546	518	8	1	1	0	18
	商工観光 労働部	46	32	7	1	3	0	3
	農政水産部	1,210	1,168	15	1	2	0	24
	県土整備部	6,014	5,853	37	0	3	0	121
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	8,122	7,788	132	4	23	0	175
教 育 委 員 会	73	57	12	0	2	0	2	
選挙管理委員会	7	4	1	0	1	0	1	
人 事 委 員 会	2	0	0	0	0	0	2	
監 査 委 員	1	0	0	0	1	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	230	193	25	6	2	0	4	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	84	82	0	0	0	0	2	
病院事業管理者	136	134	1	0	0	0	1	
地 方 二 公 社	29	29	0	0	0	0	0	
合 計	8,684	8,287	171	10	29	0	187	

4 不服申立ての件数

0 件

5 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人 数	人 数	冊 数
4,026	2,034	1,403	255

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、平成24年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況 (件)

請求書 受付 件数	決定等 の件数	決 定 等 の 内 訳					
		開 示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下 げ
48	55	18	29	1	4	2	1

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決定等 の件数	決 定 等 の 内 訳					
		開 示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下 げ
議 会	0	0	0	0	0	0	0
知	総合政策部	0	0	0	0	0	0
	総 務 部	1	0	0	0	1	0
	福祉保健部	11	4	6	0	1	0
	環境森林部	0	0	0	0	0	0
	商工観光 労働部	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	0	0	0	0	0	0
	県土整備部	4	2	1	0	1	0
	関係部共管	0	0	0	0	0	0

事	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	16	6	7	0	3	0	0
教 育 委 員 会		13	11	0	1	0	0	1
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長		25	0	22	0	1	2	0
労 働 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者		0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者		1	1	0	0	0	0	0
合 計		55	18	29	1	4	2	1

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の実施状況（件）

実 施 機 関	該 当 試験数	開 示 件 数
議 会	0	0
知	総合政策部	0
	総 務 部	3
	福祉保健部	15
	環境森林部	2
	商工観光 労働部	6
	農政水産部	7
	県土整備部	1
	関係部共管	0
	会計管理局	0
事		

小 計	34	51
教 育 委 員 会	3	839
選 挙 管 理 委 員 会	0	0
人 事 委 員 会	14	285
監 査 委 員	0	0
公 安 委 員 会	0	0
警 察 本 部 長	0	0
労 働 委 員 会	0	0
収 用 委 員 会	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0
病 院 事 業 管 理 者	2	1
合 計	53	1,176

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 2 保有個人情報の訂正請求の状況  
該当なし
- 3 保有個人情報の利用停止請求の状況  
該当なし
- 4 不服申立ての件数  
1 件
- 5 不服申立ての処理状況

不服申立ての案件	実施機関	不服申立て年月日	個人情報保護審議会			不服申立てに対する決定	
			諮問年月日	答申年月日	答申の内容	決定年月日	決定の内容
知事(福祉保健部)が行った部分開示決定に対する異議申立て		平成	平成	平成	決 定	平 成	

知 事	24	24	24	は 妥 当 で あ る	24	棄 却
	年	年	年		年	
	6	6	10		10	
	月	月	月		月	
	22	28	11		19	
	日	日	日		日	

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグコスモス星倉店  
日南市星倉六丁目3399番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成25年4月18日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成25年6月6日から平成25年7月6日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宮崎市住吉土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	後 藤 隆 一	宮崎市大字新名爪 373番地
副理事長	田 中 忠	宮崎市大字島之内7687番地11
副理事長	井 野 虎 幸	宮崎市大字島之内7525番地
副理事長	松 浦 茂	宮崎市大字島之内1424番地 1
理 事	井 上 孝 夫	宮崎市大字広原7850番地
理 事	濱 田 正 富	宮崎市大字新名爪1769番地
理 事	奥 野 實	宮崎市大字広原5778番地イ号

理 事	壹 岐 稔	宮崎市大字島之内7552番地 1			
理 事	岩 田 浩 行	宮崎市大字新名爪4329番地		監 事	田 原 宏 徳 宮崎市大字島之内9285番地 1
理 事	中 原 義 範	宮崎市大字芳士1727番地		監 事	池 田 孝 幸 宮崎市大字島之内 10292番地
理 事	伊 東 正	宮崎市大字広原1629番地 1			
理 事	井 上 和 典	宮崎市大字広原7766番地			
理 事	服 部 孝 一	宮崎市大字島之内3928番地 2			
理 事	河 野 誠 一	宮崎市大字広原7808番地			
総括監事	外 山 寛	宮崎市大字新名爪1281番地 2			
監 事	田 原 宏 徳	宮崎市大字島之内9285番地 1			
(任期：平成26年3月31日まで)					
2 退任した役員					
役名	氏 名	住 所			
理 事 長	後 藤 隆 一	宮崎市大字新名爪 373番地			
副理事長	工 藤 積 雄	宮崎市大字広原5722番地			
副理事長	井 野 虎 幸	宮崎市大字島之内7525番地			
副理事長	松 浦 茂	宮崎市大字島之内1424番地 1			
理 事	井 上 孝 夫	宮崎市大字広原7850番地			
理 事	濱 田 正 富	宮崎市大字新名爪1769番地			
理 事	松 浦 孝 夫	宮崎市大字島之内7453番地 6			
理 事	大 塚 秀 信	宮崎市佐土原町下那珂2965番地73			
理 事	外 山 寛	宮崎市大字新名爪1281番地 2			
理 事	中 原 義 範	宮崎市大字芳士1727番地			
理 事	加 藤 隆 明	宮崎市大字広原3128番地 4			
理 事	外 山 量 造	宮崎市大字広原7712番地 4			
理 事	松 浦 副 雄	宮崎市大字島之内3935番地			
理 事	河 野 誠 一	宮崎市大字広原7808番地			
総括監事	伊 東 正	宮崎市大字広原1629番地 1			
監 事	金 丸 光 夫	宮崎市大字新名爪4402番地			

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、白鳥地区県営土地改良事業（えびの市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成25年 6 月 6 日から平成25年 7 月 4 日まで
- 縦覧場所  
えびの市役所農林整備課内
- その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、芝原地区県営土地改良事業（高千穂町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成25年 6 月 6 日から平成25年 7 月 4 日まで
- 縦覧場所  
高千穂町役場農地整備課内
- その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起す

ることができる。

建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第12944号	(有)大宮ハウジング	安藤 正史	宮崎県宮崎市下北方町牟田1193-1	一般	土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業	平成25年4月12日付けで廃業した旨の届	平成25年4月12日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第2419号	(株)増田正建設	増田 健雄	宮崎県串間市大字西方14767-4	一般	清掃施設工事業	平成25年4月16日〃	平成25年4月16日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12104号	(株)サンテック	石川 伸久	宮崎県都城市乙房町498-18	一般	建築工事業	平成25年4月23日〃	平成25年4月23日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第6395号	井上塗装	井上 吉秋	宮崎県宮崎市学園木花台桜1-28-4	一般	塗装工事業	平成25年4月11日〃	平成25年4月11日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第9074号	(株)宮日設備	長瀬 清	宮崎県宮崎市江平東町8-20	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成25年4月1日〃	平成25年4月1日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-23)第9074号	(株)宮日設備	長瀬 清	宮崎県宮崎市江平東町8-20	特定	土木工事業、管工事業、水道施設工事業	平成25年4月1日〃	平成25年4月1日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第11211号	アサトカッター	渡川 操	宮崎県宮崎市清武町池田台42-18	一般	とび・土工工事業	平成25年4月11日〃	平成25年4月11日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第6697号	大成重機	外山 節生	宮崎県宮崎市高岡町浦之名344-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成25年4月26日〃	平成25年4月26日(全廃業)

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成25年6月6日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

#### 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	3号警備業務	平成25年8月19日(月)から27日(火)まで(土、日曜を除く。)	20人

#### 2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれ

かに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

#### 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)  
電話0985-58-1570

#### 4 受講申込書の提出方法等

##### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

##### (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務	平成25年7月8日(月)から7月19日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

##### (4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

##### (ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

##### (イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

##### (ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

##### (エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

##### (オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活

安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

#### 宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年6月6日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

#### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
貴重品運搬警備	1級	平成25年9月11日(水)午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

#### 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

#### 3 定員

15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

#### 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

#### 5 検定申請手続

##### (1) 受付期間

平成25年7月29日(月)から8月9日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者)

カ 1級検定受検資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。  
雨天時は雨合羽を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。